

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

記

専決第2号 令和6年1月18日

専決第2号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和6年1月18日

みよし市長 小山 祐

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 処分事項   | 工事変更請負契約の締結  |
| 2 工事名    | 南中学校大規模改修（2期）建築工事  |
| 3 工事場所   | みよし市打越町地内  |
| 4 請負契約金額 | 変更前請負契約金額 金504,900,000円<br>変更後請負契約金額 金512,886,000円<br>増減額 金 7,986,000円 |
| 5 請負契約者  | 愛知県名古屋市守山区大森一丁目2701番地<br>株式会社宇佐美組 名古屋支店<br>支店長 藤井 正                    |